

外国 PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者等）について

外国 PEPs とは

外国 PEPs とは、外国政府等において重要な公的地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。

外国 PEPs 等（外国政府等において重要な公的地位にある人物、その家族等）とは、次に該当する方をいいます。

1. 外国の国家元首
2. 外国において下記の職にある者
 - ① 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ② 我が国における衆議院・参議院の議長または副議長に相当する職
 - ③ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ④ 我が国における特命全権大使・公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - ⑤ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上・海上・航空の幕僚長または幕僚副長に相当する職
 - ⑥ 中央銀行の役員
 - ⑦ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
3. 過去に 1 または 2 であった者
4. 上記 1～3 に該当する者の家族
配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母等
5. 実質的支配者が上記①～③である法人

ご留意点

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯罪収益移転防止法」といいます）では、お客様およびそのご親族が外国 PEPs に該当する場合は、法 4 条 2 項にもとづく資産・収入の確認を含めた厳格な取引時確認が義務づけられております。

以上



中ノ郷信用組合

<https://nakanogou.shinkumi.co.jp>